

# ○茅野市民館条例

平成16年12月27日

条例第23号

改正 平成17年9月28日条例第18号  
平成22年3月30日条例第2号  
平成27年12月28日条例第27号  
令和元年12月26日条例第11号  
令和2年6月29日条例第16号  
令和4年3月29日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の生涯学習及び地域文化創造の交流拠点として、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づき、茅野市民館(以下「市民館」という。)の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	茅野市民館
位置	茅野市塚原一丁目1番1号

(主要な施設)

第3条 市民館に、次の主要な施設を置く。

- (1) 茅野市民ホール(以下「市民ホール」という。)
- (2) 茅野市美術館(以下「美術館」という。)
- (3) 茅野市民館図書室(以下「図書室」という。)
- (4) 市民館広場(以下「広場」という。)
- (5) イベントスペース

(指定管理者による管理)

第4条 市民館の管理は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者は、茅野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年茅野市条例第18号)第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、地域文化の創造を図るため必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民館の利用の許可に関する業務
- (2) 市民館の維持管理に関する業務
- (3) 地域文化の創造、普及及び振興のため実施する事業に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(利用時間)

第6条 市民館(東広場及び駐車場を除く。次条において同じ。)の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、第8条第2項の許可を受けて東広場を利用する場合の利用

時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 市民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日とする。

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

- 2 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第8条 別表第2に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）のうち、共通ロビー、テラス、広場及びイベントスペースを除く施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 共通ロビー、テラス、広場又はイベントスペースを利用しようとする者は、次に掲げる行為を行うときに限り、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

- (1) 興行を行うこと。

- (2) 展示会、集会その他これらに類する行為をすること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、共通ロビー、テラス、広場又はイベントスペースの全部又は一部を独占して利用すること。

- 3 指定管理者は、前2項の許可にあたり市民館の管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付すことができる。

- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民館の利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 指定管理者が管理上及びその他の理由による支障があると認めるとき。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 市民館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、許可を取り消し、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) 第8条第1項及び第2項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

- (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 次条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に不相当と認めるとき。

2 前項の規定により、利用許可の取消し等によって生じた損害に対しては、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の権限を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 利用者は、別表第2の各区分における利用料金を、利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

(駐車場)

第12条の2 第2駐車場は、無料駐車場とし、その利用の許可並びに利用の停止、利用許可の取り消し及び許可条件の変更については、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 利用料金は、減額し、又は免除しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない事由により利用ができなくなったとき。
- (2) 利用者が、規則で定める日までにその利用許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の事由があると認めるとき。

(利用後の処理)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、当該施設等の整理をしなければならない。第10条の規定により、利用を停止し、又は利用の許可を取り消されたときも同様とする。

- 2 第2駐車場の利用の許可を受けた者（次項において「駐車場利用者」という。）は、駐車場の利用を終了したときは、当該駐車場の整理をしなければならない。第12条の2の規定により、利用を停止し、又は利用の許可を取り消されたときも同様とする。
- 3 利用者又は駐車場利用者が前2項の事項を履行しないときは、市長が代行してこれを行い、その実費を利用者又は駐車場利用者から徴収する。

(利用者の持ち込み器具)

第16条 利用者が市民館備え付け以外の器具を持ち込み、使用するときは、利用許可申請と同時にその旨を申し出て、指定管理者の許可を得なければならない。

(営利的行為の許可)

第17条 市民館において物品販売等営利的行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 物品販売等営利的行為の許可の基準は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、市民館利用中に市民館の施設等をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に弁償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第2駐車場を利用する者は、駐車場利用中に当該駐車場の施設及び設備を毀損したときは、その損害を市に弁償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の賠償額は、市長が定める。

(市民ホールの事業)

第19条 市民ホールは、市民の地域文化の向上と文化情報の発信を図るための事業を行う。

(美術館の事業)

第20条 美術館は、美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第3条に規定する事業を行う。

(特別展の観覧料)

第21条 指定管理者は、美術館において平常の展示以外の展示会を開催する場合は、指定管理者の収入として観覧料を徴収することができる。

2 前項の規定により観覧料を徴収する場合の観覧料の額は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、次に掲げる者の観覧料は、無料とする。

(1) 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町若しくは原村(以下「諏訪6市町村」という。)に在住し、又は諏訪6市町村の小学校若しくは中学校に在学する小学生及び中学生

(2) 市内に在住し、又は市内の高等学校に在学する高校生

(美術品寄附等検討委員会)

第22条 市長は、美術館の資料の購入、寄贈又は寄託等について検討する機関として美術品寄附等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

2 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

(図書室の事業)

第23条 図書室は、市民の教育と文化の発展に寄与するため、茅野市図書館との連携のもと、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に規定する事業を行う。

(委任)

第24条 市民館の管理運営について、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(茅野市民会館条例の廃止)

2 茅野市民会館条例(昭和42年茅野市条例第28号)は、廃止する。

(茅野市美術館条例の廃止)

3 茅野市美術館条例(昭和55年茅野市条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成17年9月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市情報プラザ条例、茅野市民館条例、茅野市温泉施設条例、茅野市千駄刈自然学校条例、茅野市営駐車場条例、茅野市勤労青少年ホーム条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市家庭教育センター条例、茅野市体育練成館条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月26日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市情報プラザ条例、茅野市民館条例、茅野市市民活動センター条例、茅野市温泉施設条例、茅野市コワーキングスペース条例、茅野市千駄刈自然学校条例、茅野市営駐車場条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市家庭教育センター条例、茅野市体育練成館条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月29日条例第16号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

市民 ホー ル	大ホール（楽屋を含む。）	午前9時から午後10時まで
	小ホール（楽屋を含む。）	
	リハーサル室	
	練習室	
	共通ロビー	
美術 館	常設展示室	午前9時から午後7時まで
	市民ギャラリー	午前9時から午後10時まで
図書室		午前9時から午後7時まで
テラス		午前9時から午後10時まで
中庭		
イベントスペース		

別表第2（第8条、第12条関係）

1 美術館及び練習室以外の施設

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	
大ホール	17,810円	26,180円	32,480円	44,000円	58,660円	75,430円	
小ホール	7,330円	9,430円	14,660円	16,760円	24,090円	28,280円	
リハーサル室	3,140円	5,230円	7,330円	8,380円	12,560円	14,660円	
楽屋	大ホール大楽屋1	520円	630円	730円	1,150円	1,360円	1,780円
	大ホール大楽屋2	520円	630円	730円	1,150円	1,360円	1,780円
	大ホール小楽屋1	630円	940円	1,040円	1,560円	1,980円	2,410円
	大ホール小楽屋2	630円	940円	1,040円	1,560円	1,980円	2,410円
	小ホール大楽屋1	520円	630円	730円	1,150円	1,360円	1,780円
	小ホール大楽屋2	520円	630円	730円	1,150円	1,360円	1,780円
	小ホール小楽屋1	630円	940円	1,040円	1,560円	1,980円	2,410円
	小ホール小楽屋2	630円	940円	1,040円	1,560円	1,980円	2,410円
共通ロビー	1,560円	1,560円	2,610円	3,140円	4,180円	5,230円	
テラス	1,040円	1,040円	1,560円	2,090円	2,610円	3,140円	
広場	中庭	1,560円	1,560円	2,610円	3,140円	4,180円	5,230円
	東広場	1,560円	1,560円	2,610円	3,140円	4,180円	5,230円
イベントスペース	1,560円	1,560円	2,610円	3,140円	4,180円	5,230円	
その他の共用スペース	専用して利用する場合に限り、1平方メートルにつき1時間当たり20円						

備考

- 1 入場料又はこれに類するもの（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。以下「入場料等」という。）を徴

収して施設を利用するときの利用料金は、次のとおりとする。この場合において、入場料等に2以上の区分がある場合は、その最も高い金額を入場料等とする。

入場料等の金額	利用料金
1,000円以下	当該区分に定める額の100分の110に相当する額
1,000円超～3,000円以下	当該区分に定める額の100分の120に相当する額
3,000円超～5,000円以下	当該区分に定める額の100分の150に相当する額
5,000円超	当該区分に定める額の100分の180に相当する額

- 2 商業宣伝その他これらに類する目的のために施設を利用するときの利用料金は、当該区分に定める額の100分の180に相当する額とする。
- 3 物品販売等営利的行為のために施設を利用するときの利用料金は、当該区分に定める額の100分の200に相当する額とする。
- 4 大ホール又は小ホールを専ら練習、準備又は片付けのために利用するとき（これらの行為のみを行う日に限る。）の料金は、当該区分に定める額（備考1から備考3までに該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の100分の60に相当する額とする。
- 5 利用の許可を受けた時間を超過又は繰り上げて利用するときの利用料金は、超過又は繰り上げ時間1時間につき、許可を受けた当該区分に定める額（備考1又は備考4に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。
- 6 備考1から備考5までにおいて算出された額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 2 美術館

区分	午前9時から午後10時まで
市民ギャラリーA	7,330円
市民ギャラリーB	4,180円
市民ギャラリーC	4,180円

### 備考

- 1 入場料等を徴収して施設を利用するときの利用料金は、次のとおりとする。この場合において、入場料等に2以上の区分がある場合は、その最も高い金額を入場料等とする。

入場料等の金額	利用料金
500円以下	当該区分に定める額の100分の110に相当する額
500円超～1,000円以下	当該区分に定める額の100分の120に相当する額
1,000円超～3,000円以下	当該区分に定める額の100分の150に相当する額
3,000円超	当該区分に定める額の100分の180に相当する額

- 2 市民ギャラリーを専ら準備又は片付けのために利用するとき（これらの行為のみを行う日に限る。）の料金は、当該区分に定める額（備考1に該当する場合は、規定により算出した額）の100分の60に相当する額とする。

3 利用の許可を受けた時間を超過又は繰り上げて利用するときの利用料金は、超過又は繰り上げ時間1時間につき、許可を受けた当該区分に定める額（備考1又は備考2に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

4 備考1から備考3までにおいて算出された額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### 3 練習室

区分	1時間につき
スロープ練習室1	1,040円
スロープ練習室2	1,040円
小ホール練習室	1,040円

### 4 附属設備等

区分	利用料金
附属設備を利用する場合	市長が別に定める額
冷房又は暖房を利用する場合	
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	